

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

聖籠町長 西 脇 道 夫

市町村名 (市町村コード)	聖籠町 (15307)
地域名 (地域内農業集落名)	聖籠町 (蓮野逆川) (蓮野・杉谷内・甚兵衛橋・別條・外畑・正庵・二本松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・機械や資材費の高騰などによって、新規参入のハードルが上がっているため、サポートできるような体制づくりが課題であると同時に、近年の人材不足による雇用面の課題解決や後継者を含めた地区耕作者育成のため、法人・個人問わず人材育成体制の整備等が必要となる。

・中心経営体が樹園地を引き継ぐ際に条件が悪いことが多い。出し手はあっせんする前に樹園地の防除暦や管理歴等を農業委員会に示す必要がある。また、急に耕作を辞める方が多く、受け手も準備が必要なため、農地が荒廃前に意思表示をしてもらう必要がある。

・今後の利用意向が不明な農地については、荒廃農地発生防止のために意向の早期確認が必要となってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高度化に努め、直播栽培、特別栽培米や有機栽培米への転換を図るとともに、収益性の向上を図るため、高収益作物の2割作付けを目指す。

・さくらんぼやぶどう、梨などの主要な果樹については、消費者ニーズを踏まえた品種選定や、品質のさらなる高度化に努めると共に、AI等の活用といったスマート農業の導入による省力化を図る。

・入作農家が耕作している農地に関しては農地の交換等を行い、将来的には全ての農地を地区内の農業者で耕作することを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	170.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	170.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びそれに隣接する担い手が耕作する農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地区内の2中心経営体や新規就農者、若手農家への集積・集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農業委員会・町と連携し、営農の継続が困難となった方のあっせんや農地バンクを活用しながら、中心経営体への貸付を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備事業が予定されている。(約40ha)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内を中心に多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、委託の可能な農作業については、サービス事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--